

# 環境局所管ホームページの分析及びページデザイン構築等広報業務 実施要領（公募型プロポーザル）

## 1 業務名称

環境局所管ホームページの分析及びページデザイン構築等広報業務

## 2 業務内容に関する事項

### (1) 事業目的と概要

神戸市（以下「本市」という。）では、「神戸市民の環境をまもる条例」に基づき、2026年3月に神戸市環境マスタープランを策定している。

本業務は、当該プランに記載の「望ましい環境像」目指すために環境に配慮した行動（以下「環境行動」という。）について、市民及び市内事業者（以下「市民等」という。）の理解と実践を促進することを目的とする。

ホームページの作成にあたっては、『環境行動の意義や必要性の理解』とともに、この理解に基づいて『具体的に行動を起こさせること』を企図したものとすること。また、環境行動を広げるため、他の関連ページとの回遊を促すデザイン及びページ構成とすること。

また、ホームページと SNS を連携させた情報発信等を行うことで、より多くの市民等との接点を創出し、環境施策への関心を高め、さらなる環境行動の促進を図ること。

### (2) 業務内容

別紙委託仕様書のとおり

### (3) 契約上限額

金 4,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

### (4) 契約期間

契約締結日～2027年3月31日（水曜）

### (5) 費用負担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約期間に含まれるものとし、神戸市（以下「本市」という。）は、契約期間以外の費用を負担しない。

## 3 契約に関する事項

### (1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

### (2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

### (3) 契約書案

別紙「委託契約書頭書（案）」及び「委託契約約款」参照

### (4) 契約保証金

神戸市契約規則第 25 条の規定により免除

### (5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

## 4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 令和 7・8 年度神戸市競争入札参加資格（工事請負又は物品等）を有すること。なお、当該資格を有していない場合は、以下の書類全てを参加申請手続きの際に提出すること。
  - ・法人登記事項に関する履歴事項全部証明書
  - ・直近 1 年間の法人税（又は所得税）及び消費税の納税証明書（その 3 の 2 又はその 3 の 3）
  - ・神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書（様式第 4 号-1 又は様式第 4 号-2）
  - ・神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式第 5 号）
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続きまたは再生手続きを行っている団体（更生又は再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が定めた団体を除く。）でないこと。
- (4) 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市県民税等、これらの税金の滞納（未申告も含む）がないこと。
- (5) 参加申請関係書類の提出期限日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置（以下「除外措置」という。）を受けていないこと。また、同要綱第 5 条に該当しないこと。
- (7) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (8) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (9) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (10) 神戸市内に本社または支社等を有し、神戸市の希望する日時・場所で打ち合わせができる体制がとれ、緊急対応時の迅速なやりとりが可能であること。
- (11) 共同企業体による応募の場合は、代表者及び構成員が上記（1）から（10）を全て満たすこと。また、神戸市との連絡調整は代表者が行き、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。

- (12) 共同企業体の構成員は、単独での応募又は他の共同企業体の構成員として、重複して応募しないこと。

## 5 スケジュール

- |                         |                                    |
|-------------------------|------------------------------------|
| (1) 公募開始                | 2026年6月19日(金) 14時                  |
| (2) 参加申請に係る書類及び質問書の提出期限 | 2026年7月3日(金) 17時まで                 |
| (3) 質問に対する回答            | 2026年7月7日(火) まで(予定)                |
| (4) 企画提案書の提出期限          | 2026年7月13日(月) 17時まで                |
| (5) 企画提案会の開催            | 2026年7月22日(水) (予定)<br>※詳細は応募者に別途通知 |
| (6) 選定結果通知・公表           | 2026年7月下旬(予定)                      |
| (7) 契約締結                | 2026年7月下旬(予定)                      |

## 6 応募手続き等に関する事項

### (1) 参加申請手続き

#### ①受付期間

2026年6月19日(金) から 2026年7月3日(金) 17時まで

#### ②参加申請に係る提出書類

ア 参加意向表明書(様式第1号)

イ 秘密保持誓約書(様式第2号)

ウ 法人・団体概要(様式第3号)

令和7・8年度神戸市物品等競争入札参加資格を有していない場合は、エ～キの書類を提出すること。

エ 法人登記事項に関する履歴事項全部証明書

オ 直近1年間の法人税(又は所得税)及び消費税の納税証明書(その3の2又はその3の3)

カ 神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書(様式第4号-1 又は様式第4号-2)

キ 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書(様式第5号)

#### ③通知

参加資格の要件を満たさなかった場合のみ、電子メールにて通知する。

### (2) 質問の受付

#### ①提出期限

2026年7月3日(金) 17時

#### ②提出書類

質問書(様式第6号)

#### ③回答

参加意向表明書提出者全員に対して、2026年7月7日(水) までに電子メールで回答予定  
※面会又は電話による質問は受け付けない。

### (3) 企画提案書の提出

#### ①提出資料

- ア 企画提案書
- イ 見積書

#### ②提出期限

2026年7月13日（月）17時

#### ③様式

企画提案書の枚数は、20ページ以内とする。A4版（様式自由）で作成し、表紙、目次を付け、各ページにページ番号を記載すること。なお、表紙、目次はページ数に含まないものとし、PDFデータに変換すること。見積書もPDFデータとすること。

#### ④企画提案書の必須記載事項

企画提案書は、次の必須記載事項及び委託仕様書を踏まえて必ず実現可能な範囲で作成すること。

ア 業務の実施体制及び事業計画

イ 本業務の実施方法、手法等

ウ 本市ホームページの利用状況の分析方法

※閲覧数、流入先・流入元（ページを遷移する場合は、その履歴を含む）、閲覧者の属性などをクロス分析など

エ 神戸市環境マスタープランにおける「環境行動ガイド」を踏まえたページ構成及びデザインの見本（環境局が所管するページのうち、次に示す2ページ）

・ハブページ「[ごみの減量・資源の活用](#)」

・事業ページ「[今日からできる、やさしい環境アクション](#)」

※『環境行動の意義や必要性の理解』とともに、この理解に基づいて『具体的に行動を起こさせること』を企図したものとすること。また、環境行動を広げるため、環境行動ガイドを含めた他の関連ページとの回遊を促すデザイン及びページ構成を提案すること。

オ 環境行動への変容を測る評価指標

※委託仕様書「5 業務内容(1)①及び③」を踏まえた提案とすること。

カ 類似業務の実績（業務実績がない場合は不要）

キ 本業務に関連したSNSでの投稿見本（1件以上）

※委託仕様書「5 業務内容(2)②」の内容を必ず満たすこと。

ク 上記ア～キのほか、独自提案や追加提案がある場合は企画提案書に盛り込むこと。

#### ⑤見積書の注意事項

ア 作業項目ごとの詳細な内訳、その総額、消費税額を記載すること。

イ 成果物は本市に帰属するため、著作権料など必要な経費は見積に含めること。

ウ 見積金額は、契約上限額を超えないこと。

### (4) 応募手続き等の提出先

電子メールで提出すること。

提出先：[kankyokeihatsu@city.kobe.lg.jp](mailto:kankyokeihatsu@city.kobe.lg.jp)

※電子メールの容量が 12 MB を超える場合は、メールを分割する等の対応を行うこと。

## 7 選定に関する事項

### (1) 選定委員会の設置

本業務の委託候補者を選定するため、環境局所管ホームページの分析及びページデザイン構築等広報業務選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置する。なお、選定委員会及び（４）企画提案会は非公開とする。

### (2) 選定手続

- ①選定委員会は、「(3) 評価基準」に基づき、提出された応募書類等の内容について審査及び評価を行い、選定委員の評価点の合計点が最も高い事業者を受託候補者として決定する。ただし、評価点が一定点数（平均 60 点）未満の場合は、受託候補者として選定しない。
- ②応募内容等について説明する企画提案会を開催する。開催時間及び開催方法等の詳細については、別途通知する。
- ③受託候補者が契約を辞退した場合は、選定委員会で順位付けられた上位の者から契約締結の協議を行う。

### (3) 評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

区分	評価項目	評価内容	配点
計画性・ 実施体制	業務内容の 理解度	・本業務の趣旨、目的を十分理解した上で、明確かつ 具体的に提案しているか。 ・神戸市の状況を踏まえた提案となっているか。	5
	計画性	実効性のある現実的な計画か。	5
	実施体制・ 業務実績	・提案内容を確実に遂行するために、管理責任者及び 担当者が十分に配置されているか。 ・過去に類似業務の受託実績があり、一定の効果をあ げているか。	5
企画提案 内容	提案内容	ホームページの分析方法や方針が明確で効果的か。	10
		評価指標は市民等の環境行動への変容を測るものとな っているか。	20
		対象を明確化し、効果の高く魅力的な啓発であるか。 市民等が自発的に環境行動への変容を促す仕掛けが 効果的に盛り込まれているか。	30
	追加提案	業務目的を達成するため、仕様書に記載のない、実効 性のある提案がなされているか。	10
地域性	地元加点	・地域経済の活性化の観点から、地元事業者（神戸市 内に本社を有する者）に対して10点を加点 ・準地元事業者（本社は市内にないが、支社等が市内 にある事業者）に対して5点を加点	10
価格	見積額	（全応募者のうち最低見積額/当該応募者の見積価 格）×5点 ※小数点以下第1位を四捨五入する。	5
合計			100

①審査員1人につき100点とし、審査員6人の合計600点満点で評価した点数を評価点とする。

②審査の結果、評価点が最も高い応募者が複数いる場合は、当該応募者のうち以下の評価項目の順に点数を比較し、点数が最も高い者を受託候補者とする。なお、全ての評価項目の点数が同点の場合は、くじ引きにより決定する。

- ア 「見積額」の点数
- イ 「提案内容」の点数
- ウ 「実施体制」の点数
- エ 「業務内容の理解度」の点数

#### (4) 企画提案会

- ①開催日：2027年7月22日（水）（予定）
  - ②場所：環境局会議室（神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザ EAST）
- ※企画提案会の開催方法等の詳細は、別途企画提案会参加要請書の通知に記載する。

#### (5) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ①審査委員に対し、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ②他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ③事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ④提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- ⑥本公募要領及び仕様書を満たさない提案を行うこと。

#### (6) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は企画提案書等を提出したすべての者に書面で通知し、本市ホームページで公表する。また、書面で通知する事項は次のとおりとする。

- ①契約候補者名
- ②各提案者の順位と点数
- ③契約候補者に選定されなかった理由について、所定の期限までに説明を求めることができる旨

また、提案者は選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内に、当該提案者が契約候補者に選定されなかった理由について書面により説明を求めることができる。

この場合、説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して原則として10日（休日等を除く。）以内に書面等により回答する。理由の説明については原則として提案者自身の評価項目別の点数を示すものとする。

## 8 その他

- (1) 全ての応募書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- (2) 応募書類に虚偽の内容が記載された場合、その者が提出した応募書類を無効とし、選定の対象外とする。
- (3) 提出された応募書類は理由の如何を問わず、返却をしないものとする。なお、神戸市は必要な範囲において、提出された書類を複写する場合がある。
- (4) 提出された書類は、受託候補者の選定後、神戸市情報公開条例第10条に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (5) 応募書類について、提出期間後の差替え及び再提出は認めないものとする。
- (6) 参加申請手続き後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の参加は無効とする。
- (7) 参加申請手続き後に、企画提案会への参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式

- 第7号)を電子メールで提出すること。
- (8)企画提案書を作成するにあたり、知り得た情報については一切他者へ漏らしてはならない。

## 9 応募書類の提出先・問い合わせ先

神戸市環境局環境企画課

〒651-0086 神戸市中央区磯上通 7-1-5 三宮プラザ EAST 3階

電話：078-595-6093

メールアドレス：[kankyokeihatsu@city.kobe.lg.jp](mailto:kankyokeihatsu@city.kobe.lg.jp)